【資料編】

1	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・ 28
2	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)【抜粋】・・・30
3	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)【抜粋】・・・31
4	福岡県子ども読書推進計画(改訂版第二次)(抜粋)・・・・・・・33
5	大刀洗町子どもの読書活動推進協議会設置要綱 ・・・・・・・ 34
6	第3次大刀洗町子どもの読書活動推進協議会委員名簿 ・・・・・・ 38
7	

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が 推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な 役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、 学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるも のとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子 どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を 策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画 を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければ ならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していく ものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)(平成14年8月)

[抜粋]

第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作り に配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、 国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

3 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 (第四次) (平成30年4月)

[抜粋]

第2章 基本的方針

I 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料 * 8 を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。一方、情報通信技術(ICT)を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率(1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、 平成24年度には小学生4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%であった*9。)をおおむね5 年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる(平成34 年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする)ことを目標としていた。本目 標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であった* 9。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向*10にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進度での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

Ⅱ 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

^{*8} 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む

^{*9} 第63回「学校読書調査」〔公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社〕

^{*10} 平成12年度には小学生16.5%、中学生は43.0%、高校生は58.8%

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により、子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書をを行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる*11。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を 実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態がある*12ことに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代のものから受ける影響が大きい傾向がある*11ことから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

なお、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、 これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。これらについて、国は、 本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」(以下「都道府県推進計画」という。)及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」(以下「市町村推進計画」という。)の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか,読書活動についての関心と理解を深め,取組の更なる充実を図るため,優良事例の 紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

^{*11} 平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」(文部科学省)

^{*12「}第2回放課後の生活時間調査-子どもたちの24時間-ダイジェスト版」(2015年ベネッセ教育総合研究所)

4 福岡県子ども読書推進計画(改訂版 第2次)(平成28年8月)[抜粋]

1 基本目標

(1) 読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生 をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

また、読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力等を養うとともに、多くの知識を得たり、 多様な文化を理解したりすることができます。

「福岡県子ども読書推進計画」においては、読書活動とは、読書という本を読む行為と読書に関する様々な活動を併せたものと定義しており、学校・家庭・地域・民間において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことで、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動の現状としては、平成27年度の第61回学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が11.2冊、中学生が4.0冊、高校生が1.5冊となっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生4.8%、中学生13.4%、高校生51.9%で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかがえます。

学校においては、朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、児童生徒の読書リーダーや読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。特に、「朝の読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、親子で同じ本を読んだり、リレー方式で本の感想等の情報交換をしたりするなど家庭における読書活動の取組も広がりはじめ、子どもの読書習慣の定着とともに、親子のコミュニケーションづくりの場ともなっています。

さらに、関係課において図書館、子どもの読書活動推進機関・団体等と連携して、環境整備を含めた子どもの読書活動の定着・充実を図る取組を実施しています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方 策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

(2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような 環境の整備を推進します。

子ども(おおむね 18 歳以下を指す。)の読書活動を推進するためには、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となり、子どもの読書習慣を形成する時

期となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学 ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、全校一斉読書や読書指導等の学校教育活動や地域の図書館ボランティア等と連携した様々な取組を通して、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、生涯にわたる読書の習慣を確立させるため、取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「福岡県総合計画『県民幸福度日本一』の福岡県を目指して」(平成24年3月)の中には子どもの読書活動の充実が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進し、子どもの読書習慣の形成・定着・確立を図るため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」があげられます。 まずは、「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期をはじめとして、読書習慣を形成するために重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、地域における読書活動の推進を通して、子どもの読書習慣を形成し、定着させ、確立させる上で重要な役割を持っています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、学習指導要領において読書活動の位置付けがあり、学校図書館を計画的に利用し、 その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる必要があり ます。これらを踏まえ学校図書館は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活 動など、学校の教育活動全体を通じて、多様な読書活動が展開され、子どもの読書習慣の定着・確 立を図る上で重要な役割を持っています。このため、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活 動の推進が期待されています。

「民間」は、子どもの読書活動に関する関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

例えば、読書習慣等の市町村での取組、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に 奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。

また、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動を充実させるとともに、民間ネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るためにも「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これらの民間団体の活動を支援します。

(2)子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図ることは、子どもが発達 段階に応じた読書習慣を身につけていく上で重要なことから、地域の実情に応じて、移動図書館車 や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

(3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進し、生涯にわたる読書習慣を身につけていくためには、それぞれの 関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進してい く必要があります。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に 対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施でき、子どもが発達

段階に応じた読書習慣を身に付けていく上で効果的であると考えます。

また、書店商業組合(*)を通した各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

引用* 書店商業組合

県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している、法のもとに経済産業省からの認可を 受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるため様々な社会活動を行っている。

5 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会設置要綱

(平成 22 年 11 月 25 日教育委員会要綱第 2 号)

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項及び第4項の規定に基づく大刀洗町子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関する必要な事項を協議するため、大刀洗町子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に揚げる事項について協議し、大刀洗町教育委員会(以下教育委員会という。)に提言する。
 - (1) 子どもの読書活動の充実及び町民への啓発に関すること。
 - (2) 子どもの読書活動に関するボランティアへの支援・育成に関すること。
 - (3) その他推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 協議会は、10名以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。
- 2 委員は、次の者をもって充てる。
 - (1) 小学校代表
 - (2) 中学校代表
 - (3) 町内保育所連盟(大刀洗町保育協会)代表
 - (4) 町内読書サークル代表
 - (5) 福岡県立図書館
 - (6) 北筑後教育事務所
 - (7) 公募に応じた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。但し、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第7条 第2条に規定する事項の具体的な調査及び推進を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(報酬等)

第8条 協議会委員の報酬及び旅費の支給については、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年大刀洗町条例第17号)に定めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、生涯学習課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

6 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会委員名簿

職名	氏 名	所属・役職名
小学校代表(会長)	水町 康子	大堰小学校長
小学校代表	白木 郁江	菊池小学校教諭 (司書教諭)
中学校代表	倉富 笙子	大刀洗中学校教諭 (司書教諭)
大刀洗町保育協会代表	吉開優子	海の星保育園主任保育士
町内読書ボランティア代表	福村 千代美	ナレーション・サークル "風" 代表
福岡県立図書館	吹上 恵美	総合サービス室子ども図書班長
福岡県教育庁北筑後教育事務所	西田俊輔	社会教育室 社会教育主事
公募委員 (副会長)	宮崎誠	
公募委員	大野 愛里	
公募委員	吉川 昇	

《事務局》

所 属 等	氏 名
生涯学習課長	佐々木 大輔
生涯学習係長	久保山 亜聖
生涯学習係主任主事	永野 由季
町立図書館長	浜境 真由美

7 用語解説

ア行

朝の読書活動

朝の10分間読書運動として昭和63年に千葉県の高校教諭、林公により提唱された活動。「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」を原則としている。

家読(うちどく)

家庭での読書を習慣付けようと、2006 年に(株)トーハンが提唱し始まった読書運動。本を 介して家族間のコミュニケーションを図ることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を 語り合うことなどを勧めている。

横断検索

図書館資料を検索する時に、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの 中から、一度に検索することができるシステムのこと。

おはなし会

子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。学校や図書館などで、読み聞かせ やストーリーテリングなどを行い、子どもたちの読書意欲を喚起させる催し。

カ行

学校読書調査

全国学校図書館協議会が毎年6月に行っている調査。

子育て支援連携会議

大刀洗町の子育てに関する課・団体等が連携し協力し合うことで、町全体で子育てを支援 していくことを目的とした会議。現在、健康福祉課、生涯学習課、子育て支援センター、図 書館、社会福祉協議会で構成されている。

子ども読書の日

4月23日。平成13年12月「子どもの読書活動推進に関する法律」により施行。子どもの 読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めること を目的としている。

こどもの読書週間

4月23日~5月12日。昭和34年にはじまり、平成12年の「子ども読書年」を機に現在の期間(3週間)に延長された。

サ行

巡回文庫

団体貸出の一種で、大刀洗町では、保育園、子育て支援センター等の団体に向けて、まと まった冊数の絵本や本を定期的に貸出・配本している。

情報リテラシー

さまざまな情報源から必要な情報に接し、それらを評価し、活用するための基礎的な知識 や技能のこと。

ストーリーテリング

語り手が、おはなしや本に書かれた物語を覚えて、子どもたちに語ること。「素話」・「おはなし」等とも言われる。

相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。

タ行

団体貸出

特定の団体またはその活動に対して、ある程度以上まとまった冊数の図書館資料を一定期間まとめて貸し出すサービス。

読書週間

10月27日~11月9日の文化の日を中心とする2週間。昭和22年に始まり、読書の普及・推進と出版文化の向上を目的としている。読書推進運動協議会が主催。読書推進運動協議会とは、日本書籍出版協会、日本雑誌協会等7団体の総意により組織された社団法人であり、春の「こどもの読書週間」、秋の「読書週間」を主催するとともに、その他年間を通じて各対象別の読書運動を展開している。

ハ行

パパママ学級

妊娠期から育児まで夫婦が協力し合う大切さを理解してもらうために、これからパパママになられる方を対象に行っている教室。沐浴体験や妊婦体験など、年に3回ほど土日に開催している。

ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を通じて心ふれあうきっかけをつくることを目的に、0歳児健診などを利用して、絵本のプレゼントや読み聞かせを行い、その重要性を保護者に伝える事業。

ブックトーク

特定のテーマに沿って複数の図書を読み聞かせなどさまざまな手法を使って紹介し、読書 への動機づけを図ること。

ヤ行

ヤングアダルト

中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の中間に位置する年齢層。

読み聞かせ

子どもたちに本を見せながら声に出して読んで聞かせること。「読み聞かせ」は幼児にとって耳からの読書であり、子どもたちの読書への動機づけとしての意義は大きい。

ラ行

リクエストサービス

特定の資料に対する利用者からの要求に、図書館として利用可能な様々な方法を用いて、 個別に応えていこうとするサービス。

レファレンスサービス

情報を求めて来る利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりするサービス。

第3次大刀洗町子どもの読書活動推進計画

2023 (令和5年) 年3月

発 行 大刀洗町教育委員会 生涯学習課 〒830-1298

福岡県三井郡大刀洗町大字冨多 819 番地

 $\mathsf{TEL} \, : \, \mathsf{0942-77-2670} \quad \mathsf{FAX} \, : \, \mathsf{0942-77-2720}$